

スプリット体制での業務継続の延長について

新型コロナウイルスの国内感染拡大を受け、当会におきましても、1月31日を目途に全部署2班体制(以下、スプリット体制)で業務を行う旨、「新型コロナウイルス感染拡大に伴うスプリット体制での業務実施について(ご連絡)」(令和4年1月17日付 3佐信連発第1122号「企管」)にて、ご連絡をしておりました。

しかし、現状、佐賀県においてもまん延防止等重点措置の適用を受けるなど、収束の目途は立っておらず、引き続き、感染防止のための取組みが必要と判断したところです。

つきましては、当面の間、スプリット体制を継続いたしますので、大変申し訳ございませんが、ご事情ご賢察のうえ、ご協力よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当会の対応(変更無し)

2班体制とし、片班のみ事務所勤務、他班は自宅勤務(テレワーク等)とする。

なお、優先度の高い以下の業務においては、他部署からの支援を含め、優先的に実施するが、窓口の営業時間については、9時から12時までとする。

- ・業務部(貯金、為替、出納、歳入金、手形決済、口座振替等)
- ・融資部(実行、回収のみ)
- ・資金証券課(資金決済)
- ・ローンセンター(審査)
- ・研修相談課(投信窓販関係)
- ・JA支援業務対応

2. その他

- ・スプリット体制終了時にはご連絡いたします。

以 上